

事前確定届出給与の改定

Q : 今年度の税制改正では、役員給与の改定について改正があったと聞きました。どのようなになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

役員給与の取扱いは、平成18年度で大きく改正され、定時同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与についてのみ、損金算入が認められることとなりましたが、今年度の改正では、定時同額給与及び事前確定届出給与の事業年度中の改定について見直しがされました。

概要は、次のとおりです。

〔定時同額給与の改定〕

定時同額給与の改定が認められるのは、次の場合とされました。

- ① 事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までにされた改定
- ② 役員職制上の地位の変更、職務内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされた改定(臨時改定)
- ③ 経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由によりされた改定(減額改定に限る)

〔事前確定届出給与の改定〕

事前確定届出給与については、届出期限が、株主総会、社員総会又はこれらに準ずるものにより役員職務の定めを決議した日から1月を経過した日までとされ、定時同額給与同様、臨時改定、業績悪化による改定が認められることとなりました。

